

## 関係事業者・団体への意見照会結果

## 1 調査状況

PRTRなどの情報から、1, 2-ジクロロプロパンの取り扱いが想定される関係団体あてに調査票を送付し、34団体から回答があった。

## 2 意見照会結果

回答のあった団体の全てが、「1, 2-ジクロロプロパンを含有する洗浄剤を用いて行う洗浄・払拭の業務」に、現在、「関連なし」との回答であった。

## (1) 関連なしと回答した団体の理由

## ●繊維工業関係

洗浄又は払拭の業務がない
1, 2-ジクロロプロパン又は1, 2-ジクロロプロパンの含有物を用いて行う洗浄又は払拭の業務はありません。
染色加工では洗浄工程はない。

## ●出版・印刷・同関連産業

調査した会員企業の内、回答のあった企業では該当物質の使用率は0%です。
今年2月に実施した「化学物質の取扱いに関するアンケート調査結果では、がん原性指針に該当する物質を含んだ製品を使用している企業割合が0.7%で、その後も代替品への切り替えが進んでいるため、現段階では「関連なし」と判断される。
洗浄及び払拭作業について該当の「1, 2-ジクロロプロパン」単体での使用致しておりません。（1, 2-ジクロロプロパンの含有した関連商品の使用を除く）
調査した会員企業中1社で使用していたが、その1社も今後切り替える予定なので、関連なしと判断した。
1, 2-ジクロロプロパンを含有した洗浄剤、払拭剤を使用していない。
当会に所属する組合員の多くの企業が作業工程上、化学物質や薬物を使用した「洗浄」や「払拭」する作業業務がありません。
第3種洗浄液使用
洗浄又は払拭の業務はあるが、当該化学物質の使用理由もなく使用実績もこれまでに報告はない。
組合員からの回答を調べた結果、1, 2-ジクロロプロパンは使用されていないと判断される。
1, 2-ジクロロプロパン又は1, 2-ジクロロプロパンの含有物は使用しておりません。
化学物質取扱量調査の結果、使用実態がないため。
「1, 2-ジクロロプロパンを洗浄又は払拭の業務に使用しているおおよその会員企業数」について、今回調査を依頼した会員のうち、回答のあった会員20社については、現在使用している会社はありませんでした。但し、2012年まで使用していたが現在は使用を中止した、と回答の会員が1社ありました。

●一般機械器具製造業関係

会員企業に対しヒアリングを行った。自動車部品の製造工程では関連性がないとの回答で、使用に関する実績はなかった。

当会会員に調査しましたが、洗浄又は払拭の業務ありとの回答社がおりませんでした。

当会関連企業では、1, 2-ジクロロプロパン又は1, 2-ジクロロプロパンの含有物を用いて行う洗浄又は払拭の業務はない模様です。

●鉄鋼業関係

会員企業にヒアリング調査を行ったところ、塩素系有機溶剤は使用しない方針となっていた為。

一部の事業所で部品の洗浄用として1, 2-ジクロロプロパンを含有している製品を取扱っていたが、既に製品の代替化が完了している。

当該業務に関連がない

会員会社に当該化学物質含有物による洗浄、払拭等の業務がないため。

主要会員会社に対し、本件に関するアンケート調査を行った結果、全ての会社から「使用していない」との回答があったため。

●化学工業関係

会員企業にアンケート調査した結果、すべての回答が関連なしとの回答であった

調査した会員企業の内、回答のあった企業では、1, 2-ジクロロプロパンを使用していないうえ、当該物質等を用いた洗浄及び払拭作業も無いとのことでした。

洗浄又は払拭の業務がない

ばく露作業無し

●その他

本物質の処理実績はありますが、洗浄又は払拭の業務はありません。

当該業務では使用していない

同含有物を用いて行う洗浄又は払拭の業務がない。

部品洗浄などの産業洗浄分野では、同物質及びその含有物は使用されていません。また、関連先・取引先で洗浄又は払拭作業に同物質を使用しているところを知っているかとの問いにも、すべて「知らない」とのことでした。

1, 2-ジクロロプロパンの含有物を直接用いて行う洗浄又は払拭の業務はございません。

洗浄又は払拭の業務がない。

## (2) 業界としての取組み

出版・印刷・同関連産業の団体から、「業界としての取組み」について下記の回答があった。

- 平成25年3月14日基発0314第1号厚生労働省労働基準局長通知を周知
- 有機則、特化則、がん原性指針に該当しない洗浄剤の商品一覧の周知
- 洗浄剤の使用につき、より安全な代替品への切り替えと労働安全衛生法の遵守を呼び掛ける会長声明の発信
- 今、印刷会社として取り組むべき事柄の周知・啓発

会員各社に対し、1, 2-ジクロロプロパンの使用有無の調査依頼及び取り扱っている場合の暴露防止の措置等の労働安全衛生法等の取組みに関する周知徹底を当会の各種部会、委員会等で行っていることのほか、機関誌、ホームページ等でも紹介している。

## (3) その他の意見

これまでと同様、科学的根拠に基づくリスク評価結果により使用実態に則した適切な規制措置の検討を要望いたします。